

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち平成13年10月から15年3月までを38万円、同年4月から同年7月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から15年8月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なっているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成13年10月から15年7月までの期間に係る給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、平成13年10月から15年3月までを38万円、同年4月から同年7月までを36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が存在せず、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明。」としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたって一致しないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月 21 日から 49 年 5 月 7 日まで
② 昭和 49 年 5 月 7 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①について、昭和 48 年頃、A 会場で B イベントが行われ、そのイベント会場において、約半年間にわたり業務に従事していた。

申立期間②については、B イベントでの業務に従事した後、C 県に所在した D 事業所で業務に従事していた。

申立期間③については、E 社で業務に従事していた。

全ての申立期間において、給与は現金支給であり、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについての記憶は無いが、全ての申立期間について勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の報道資料等により、申立内容どおり、昭和 48 年 12 月 * 日から 49 年 5 月 * 日までの期間において、A 会場で「B イベント」が開催されていることが確認できる上、申立人が氏名を挙げた同僚が、「申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間①において「B イベント」での業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、申立人が当該期間に勤務していたとする「B イベント」が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できな

い。

また、「Bイベント」の主催者であるF社は、『Bイベント会場』で働く従業員等を厚生年金保険に加入させていた可能性のある会社については不明である。」としており、申立人が業務に従事していたとする事業所の事業主及び役員等を確認することができないことから、申立人の申立事業所での勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、当該期間と一緒に勤務していたとする前述の同僚についても、オンライン記録から、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人はD事業所での同僚の氏名は覚えていないものの、申立事業所に係る記憶は具体的であること、及びD事業所の申立人への紹介元であり、申立人が従前に勤務していたとするG事業所での同僚が、「数人が『G事業所』から『D事業所』に異動した。」と供述していること等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、D事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人は同事業所の事業主及び役員等を記憶していないことから、申立事業所での勤務の実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、申立人が、申立事業所の親会社であったとして名前を挙げたH社は、「当社に申立人の社員履歴は無く、当社のグループ会社にも確認したが、申立人に係る記録は無い。」と供述している。

さらに、H社は、「当社のグループ会社であるI社について、申立期間②当時の社名は『J』であった。」としているところ、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

- 3 申立期間③について、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚が、「申立人はE社で勤務していた。」と供述していること、及びE社は、「申立人を臨時職員として雇用した。」と回答していること等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、「申立期間③当時の関連資料が無く、給与から保険料を控除していたか否かは不明であるが、従業員の全員を厚生年金保険の被保険者としていなかった。」と供述していることなどから判断すると、同社では必ずしも従業員の全てを厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

4 全ての申立期間において、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない。

また、全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。